


所管部課	社会教育部 中央図書館	部長	小俣 学		
件名	東大和市立図書館条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立図書館運営規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市立図書館条例に、地区図書館に指定管理者制度を導入するために必要な事項を定めるとともに、東大和市立図書館運営規則から移行し規定する必要がある事項について、同条例の一部改正を行うものである。</p> <p>なお、今回の一部改正については、指定管理者の募集や選定に係るものなど、令和3年4月1日に施行しなければならない事項と、令和4年4月1日から指定管理者に運営させるために必要な事項を、それぞれ第1条、第2条とし、一括して一部改正を行うこととしたい。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入に係る事項について追加する。 ・地区図書館の開館時間及び休館日について以下のとおり改正する。 <ul style="list-style-type: none"> ①清原図書館の休館日を週1日とする。 ②桜が丘図書館の夜間開館を週2日実施する。 ③祝日（年末年始を除く）を開館する。 ・同運営規則から同条例に規定すべき事項を整理して移行し、規定する。 <p>(2) 施行日</p> <p>第1条 令和3年4月1日 第2条 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>指定管理者制度を導入することにより、地区図書館の開館日及び開館時間の拡大等のサービスの向上を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年12月23日 令和2年第12回教育委員会定例会において「東大和市立図書館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出」について、議決済み。 ・文書課において審査済み 					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和3年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。